

「大阪市手話に関する施策の推進方針」にかかる各所属での取組（令和7年度）

「推進方針」に記載の具体的な取組	各所属の事業・取組内容
1 手話への理解の促進及び手話の普及	
①様々な媒体を活用した啓発	
・市ホームページに加えて、市公式X（旧Twitter）等のSNSなども含めた様々な媒体を活用し、あらゆる世代の市民に対して、手話が言語であることや聴覚障がいへの理解など、さまざまな観点からの啓発を実施します。	・広報紙の掲載希望記事の照会において、手話通訳者の配置の有無を確認し、記事に掲載することで手話通訳を利用しやすい環境を整えている。（平野区） ・区広報誌への手話奉仕員養成講座受講生募集記事の掲載（全区）
・日常の挨拶など基本的で簡易な手話を気軽に楽しく学べる動画を市ホームページに掲載する等、市民等が手話に親しみ、身近に触れる機会を提供します。	・メッセージソング「あなたとともに」の手話動画をホームページ等で公開（北区） ・手話の紹介を含むシリーズ動画を、YoutubeやSNSにアップ（阿倍野区）
②イベント等を通じた啓発	
・手話パフォーマンスや手話カフェなどのイベント等のろう者とうろ者以外の方が交流する場の周知などを通じて、手話と実際に会う場を広げます。	
・9月23日の「手話言語国際デー」に合わせて、国際的な手話普及のシンボルカラーであるブルーで市役所本庁舎等をライトアップする取組を行うほか、「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」や「東京2025デフリンピック」などの機会も活用しながら、手話の普及啓発に取り組みます。	・「手話の日」「手話言語国際デー」における市役所等ブルーライトアップによる啓発（福祉局）
③気軽に参加できる手話講習会の実施	
・日常生活における基本的なコミュニケーションなど、簡単な手話を学べる講習会を開催する等により手話への理解の促進及び手話の普及に取り組みます。	・手話奉仕員養成講座（初級・中上級課程）の実施（全区・福祉局） ・大阪市内の医療機関等に対して出前形式で手話講座を実施（福祉局） ・教員向け手話講座（教育委員会事務局）
・「あいサポート運動」で実施しているあいサポート研修において、簡単な手話講座を行い、手話に触れる機会の拡充に努めます。	・あいサポート運動（福祉局）
④子どもの頃から手話に親しむ機会の創出	
・指文字を記載したクリアファイルなどの学習教材の提供により、手話や指文字に接する機会を創出します。	
・学校教育の場における手話の体験学習や、聴覚障がいのある児童生徒と接する機会等を通じて、手話への理解の促進に取り組みます。	・手話学習会等を実施した団体に講師謝礼金を助成（中央区・港区） ・手話による絵本の読み聞かせ、指文字の練習等（教育委員会事務局）
・地域で暮らすろう者や手話サークルとの交流など、様々な機会を通じて手話への理解の促進に取り組みます。	
・各学校での手話に関する取組事例を学校間で共有するなど、取組の充実を図ります。	
2 手話による情報取得	
①区役所等における窓口対応	
・身近な行政機関である区役所への手話通訳者の配置など、手話で応対できる市民窓口の充実を図るとともに、手話マークや筆談マーク、耳マークのほか、タブレット端末による遠隔手話通訳の案内等を掲示することにより聴覚障がいのある人が市民窓口を利用しやすい環境づくりに取り組みます。	・庁舎内各窓口到手話・筆談・耳マークの掲示（都島区・福島区・此花区・西区・港区・大正区・天王寺区・浪速区・城東区・東住吉区・環境局） ・窓口案内業務に手話通訳者を配置（阿倍野区（毎週火曜日）・平野区（毎週水曜日）） ・耳マークカードを記載台に配置（旭区） ・保健福祉窓口に対話支援システム（コミュニケーション）を設置（港区） ・手話のできる職員による窓口対応（天王寺区・西淀川区・住之江区・東住吉区） ・窓口指文字のリストを設置、ATC庁舎の総合受付に筆談用電子メモパッドを設置（水道局）

「推進方針」に記載の具体的な取組	各所属の事業・取組内容
2 手話による情報取得	
②市主催行事等での手話対応等	
・市が主催する講演会や説明会等において、行事等の規模や内容、ろう者の参加状況等に応じて手話通訳者を配置するなど、ろう者が安心して参加できる環境づくりを進めます。	・各種講演会・学習会・シンポジウム・セミナー・区政会議や各種協議会等の会議などに手話通訳者を配置（各区・IR推進局・市民局・福祉局） ・選挙時に手話通訳者を本部に配置（天王寺区・東住吉区・平野区） ・成人の日記念のつどいに手話通訳者を配置（各区） ・区民まつり、生涯学習フェスティバル等の市民向けのイベントや行事、式典における手話通訳者の配置（各区・市会事務局） ・小中学校の児童生徒を対象にした文化芸術鑑賞事業に手話通訳者を配置（北区） ・団体協議における手話通訳者派遣事業の活用（政策企画室） ・特定健診（集団健診）における手話通訳者配置（福祉局） ・がん検診における手話通訳者派遣（健康局） ・乳幼児健康診査、母親教室事業における手話通訳者派遣（こども青少年局） ・防火管理等講習（希望があれば）、消防出初式における手話通訳者派遣（消防局） ・中学２・３年生の保護者向け奨学金等制度説明会・相談会、学校事務職員向け研修、大阪市生涯学習ルームふえすていばる事例発表、図書館事業における手話通訳の実施（教育委員会事務局） ・就職説明会及び職員採用試験における手話通訳者派遣（行政委員会事務局）
・手話通訳者を配置する行事等を実施する際には、開催案内等の段階から周知するほか、手話通訳者等の配置場所を明示するなど、手話通訳を利用しやすい環境を整えます。	・講座案内チラシ等に、手話通訳者の配置を案内（各区ほか）
・市長記者会見における手話通訳者の配置をはじめ、市政に関する重要な情報発信の場や議会の傍聴等における手話通訳者の配置を進めます。	・市長会見に手話通訳を導入し、YouTubeで動画配信（政策企画室） ・議会の傍聴時に手話通訳者を配置（市会事務局）
・市民に対する重要な情報を伝える動画広報等において、手話通訳の添付に努めます。	・市長会見に手話通訳を導入し、YouTubeで動画配信（政策企画室）
③災害時における情報提供	
・災害時避難所において、手話ができるボランティア等の協力を得て、他の避難者と同等の情報が提供されるよう、避難所運営マニュアルにろう者への情報提供について明記するとともに、普段の避難訓練においても手話通訳者を通じたコミュニケーションや筆談による情報伝達訓練を行い、防災意識を高めることに努めます。	・コミュニケーションボードの設置（北区・天王寺区・東成区・教育委員会事務局） ・災害時お助け隊に所属する手話通訳者の派遣（都島区） ・各避難所に設置するタブレット端末を利用した遠隔手話通訳（生野区） ・「避難所開設・運営ガイドライン」に手話やコミュニケーションボードによる情報提供ができるよう努める旨を記載（危機管理室） ・主にブギーボード等での筆談やコミュニケーションボードにより対応、災害時用に状況を伝えるパネル(火事、津波など)を設置（教育委員会事務局）
・災害発生時に備え、あらかじめ避難行動要支援者の避難支援に関して「個別避難計画」を作成する取組が各区において進められており、災害時におけるろう者の適切な避難行動に着実につなげることができるよう、福祉と防災のそれぞれの部局が連携して取組を進めます。	
④ＩＣＴを活用した環境の整備	
・情報を視覚的に得るろう者にとって遠隔手話通訳や電話リレーサービスなど ICT は有効な手段であり、近年、ICT技術が急速に普及している現状を踏まえ、手話による情報取得とコミュニケーションを支援するための環境づくりへの活用を図ります。	・区役所や市役所でのタブレット端末を利用した遠隔手話通訳の実施（全区・政策企画室・福祉局）
⑤手話を使用することができる職員の増員	
・聴覚障がいやろう者への理解を深めるとともに、市民窓口等におけるコミュニケーション力の向上を図るため、職員向けの研修を実施するなど、手話を使用することができる職員を増やすよう取り組みます。	・朝礼時における手話による挨拶や手話練習の実施（福島区・此花区・城東区） ・eラーニングによる所属内職員研修の実施（城東区） ・手話講習会の開催（旭区） ・職員向け手話研修の実施、手話に関する視聴覚教材や書籍の職員向け貸出し（総務局） ・福祉局職員による手話講習を実施（福祉局） ・昼礼時、手話（聴覚障がい）への意識向上に向けた取組みの実施（水道局）
・聴覚障がいのある児童生徒が安心して地域の学校で学ぶことができるよう、コミュニケーション手段の一つである手話や指文字についての理解を深めるため、教員対象の手話講座や聴覚障がいに関する研修の開催、府立支援学校のセンター的機能の活用等に努めます。	・教員向け手話講座（教育委員会事務局）

「推進方針」に記載の具体的な取組	各所属の事業・取組内容
2 手話による情報取得	
⑥公共施設等に対する啓発	
・ 広く市民に公共サービスを提供する施設その他関係機関における手話への理解の促進及び手話の普及を図るため、積極的な啓発に努めます。	・ 大阪市内の医療機関等に対して出前形式で手話講座を実施（福祉局）
・ 医療機関を対象に行ってきた手話の出前講座について、対象を介護サービス事業所に拡大し、医療・介護現場での円滑な意思疎通を支援します。	
3 手話による意思疎通の支援	
①手話通訳者派遣事業の充実	
・ 日常生活や社会生活におけるろう者のコミュニケーション支援を行う手話通訳者の資質と力量を確保し、専門性の高い内容等にも的確に対応できるよう取組を推進します。	・ 職員向け研修における手話通訳派遣（西成区・総務局・教育委員会事務局） ・ 所属内研修や出張型健康講座での手話通訳派遣（財政局） ・ 専門的かつ高度な手話技術を要する裁判案件や医療案件に手話通訳者を派遣（福祉局） ・ 介護保険等の認定調査時における手話通訳派遣事業（福祉局） ・ 授業参観や個人懇談での手話通訳派遣（教育委員会事務局）
・ ろう者と社会をつなぐ重要な取組として、ろう者にとってより利用しやすいものになるよう利用手続などの改善に取り組みます。	・ 大阪市及び委託事業先のＨＰに利用案内を掲載（各所属・福祉局）
・ 手話通訳者はろう者に対する理解と一定水準の手話通訳技術を有する人材であり、ICTの活用等を通じてより積極的な活躍を促進します。	・ 遠隔手話通訳対応の職員を委託事業先に配置（福祉局）
・ 手話通訳者派遣事業の更なる利用促進に向け、市ホームページなどを活用した周知に努めます。	・ 市ホームページにて手話通訳者派遣事業の利用方法などを掲載（福祉局）
②緊急時の対応の検討	
・ 事故の発生など緊急時におけるろう者への手話によるコミュニケーション支援について、引き続き環境の整備を進めるとともに、スマートフォン等のICT端末を活用した電話リレーサービスやNET119（緊急通報システム）など緊急時に役立つサービスに関する情報の提供に努めます。	・ スマートフォン等を利用したNET119の導入（消防局） ・ 夜間・休日の医療機関受診時における手話通訳者の派遣（福祉局）
③手話通訳者等の養成・確保	
・ 大阪府と共同して手話通訳者養成事業を実施し、必要なときに十分な支援が行えるよう、引き続き手話通訳者の確保に取り組みます。	・ 手話奉仕員養成講座（初級・中上級コース）を修了した者を対象に手話通訳者養成講座を実施（福祉局）
・ 手話通訳者の養成にもつながる手話奉仕員養成事業について、幅広い年代から多くの人に受講していただけるよう事業を周知するとともに、より多くの人が受講できる体制づくりに努めます。	・ 手話奉仕員養成事業の周知（全区・福祉局） ・ 手話奉仕員養成事業を担う講師のステップアップ研修への参加（福祉局）
・ 手話通訳者の活動や手話に関する市民のボランティアな取組などを様々な媒体を通じて広く積極的に発信し、社会的な認知と意識を高めるとともに手話通訳者の社会的地位の向上を図ります。	・ 障がい福祉計画等に活動実績を掲載（福祉局）
4 手話を必要とする人への相談支援	
①聴覚言語障がい者生活相談事業の充実	
・ 聴覚・言語障がい者生活相談員の資質と力量を確保するとともに、相談技術や様々な相談等にも対応できる専門性を確保し、的確に支援できるよう事業を推進します。	・ 「聴覚言語障がい者コミュニケーション支援事業」において、手話による聴覚言語障がい者の生活相談業務を実施（福祉局）
②様々な分野の相談支援機関との連携	
・ 各分野の相談支援機関において、ろう者への理解と手話での対応力向上に努めるとともに、関係機関と聴覚言語障がい者生活相談員が連携した相談支援に取り組みます。	・ 相談内容に応じて、区役所、医療機関、その他関係機関との連絡・調整を実施（福祉局）
③聴覚障がい児及びその保護者等への支援	
・ 聴覚障がい児とその家族がともに手話を学び、子育てをはじめ安心した日常生活、社会生活が送れるよう、大阪府をはじめ関係機関と連携し、支援する体制の整備に努めます。	・ 地域に相談窓口を設置し、聴覚言語障がい者生活相談員との連携を実施（全区）